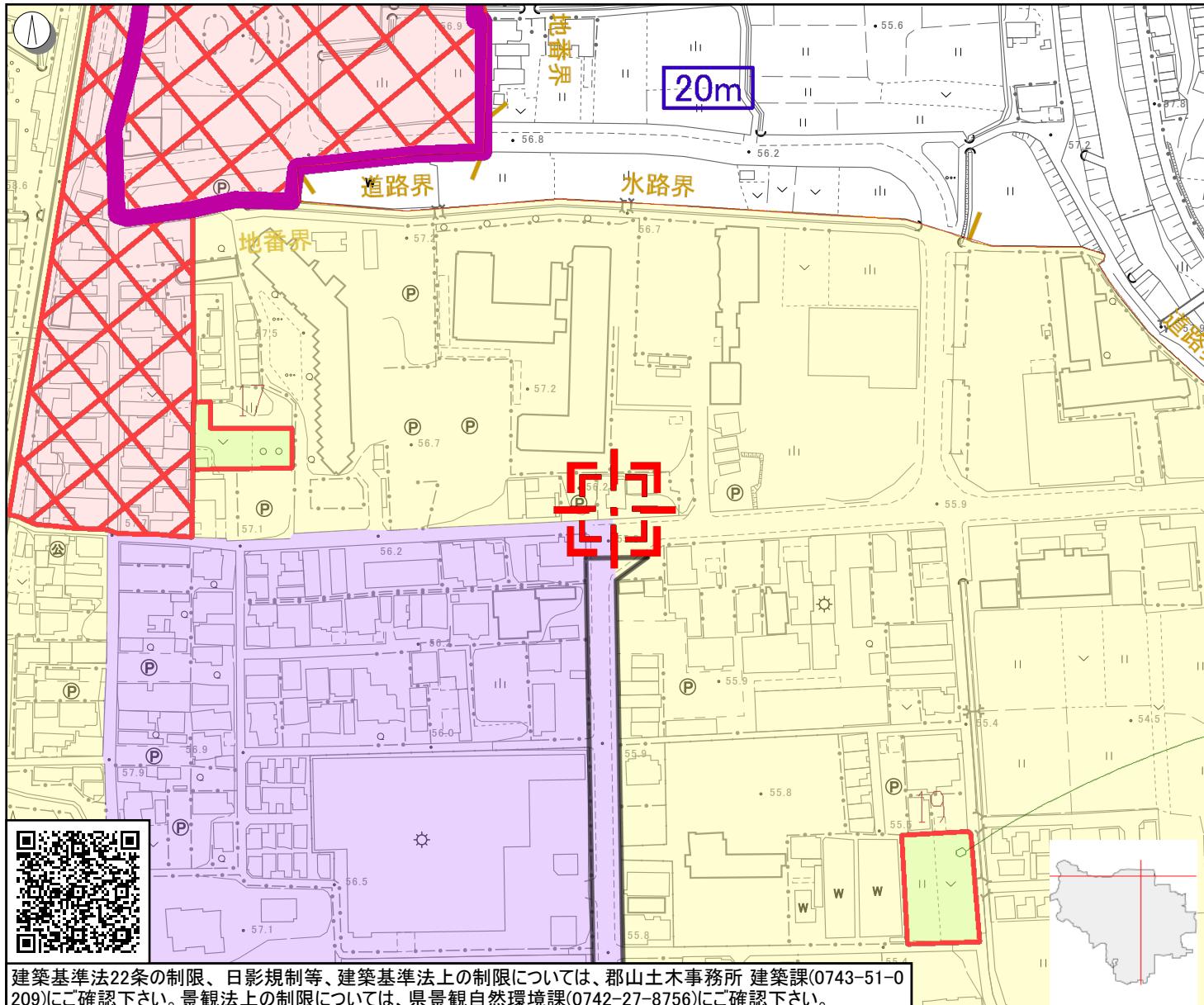


# 都市計画図

出力日: 2025年08月24日



1 建ぺい率・容積率・高度地区・道路境界からの離隔距離については、用途地域で定めている内容を表示しています。地区計画・風致地区等に該当する場合は他法令による規制を担当課で確認してください。2 この地図は、土地の境界、都市計画その他の内容を証明するものではありません。また、土地利用に関するすべての情報ではありません。3 周知の埋蔵文化財包蔵地については、地図を切り替えて確認してください。

◇都市計画一般図(用途地域図)の見方等について	
大和郡山市HP	<a href="https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/machidukuri/seiryaku/machidukuri/tokei/9483.html">https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/machidukuri/seiryaku/machidukuri/tokei/9483.html</a>
◇都市計画区域	
区分	市街化区域
留意事項1	
境界が“地番界”と記載されている場合は、境界が正確でない恐れがあります。“地番界”と記載されている付近の用途地域等につきましては、まちづくり戦略課にお問い合わせ下さい。	
◇用途地域	
用途地域名	第一種住居地域
建ぺい率	60
容積率	200
高度地区	15m
◇宅地造成等工事規制区域	
区域名	宅地造成等工事規制区域
◇立地適正化計画	
分類	居住誘導区域
名称	中心市街地地区
HP	<a href="https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/shiseijoho/machizukuri/toshikeikaku/rittitekisei/9905.html">https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/shiseijoho/machizukuri/toshikeikaku/rittitekisei/9905.html</a>
届出について	
この区域以外の区域で対象となる開発行為・建築行為を行う場合は、着手の30日前までに大和郡山市への届出が必要です。(※区域内であれば、居住誘導区域外で届出が必要である行為については届出は不要です。詳細はHPをご参照ください。)	

